

カトリック学校のための神学～序説～

加藤和哉

一 はじめに

日本には、現在、小中高、大学・短期大学まで合わせて、約三百校のカトリックの教育機関があり、約十四万人の生徒・学生が在籍している。⁽¹⁾これは学校数で言えば、私立学校の約一〇％、在籍者数では同じく約四％にあたる。特に、多くの生徒が公立学校に通う小中学校についていえば、私立小学校に通う生徒の四人に一人、私立中学校に通う生徒の九人に一人が、カトリック学校に通っている。このことは、日本のカトリック教会の信徒数が、全人口の約〇・三五％であることを考えると驚くべきことである。⁽²⁾そして、このことから必然的に、日本のカトリック学校・大学に在籍する生徒、学生の大多数は、カトリックの信徒ではないことになる。このことは、日本のカトリック教育のあり方を考える際の重要な制約の一つである。

一般に、カトリック学校のあり方は、その国の教育システムや法的制約により大きな違いがある。教育と宗教

の関係づけについては、①国教を定める政教合一主義（イギリス、イスラム圏など）、②政教分離主義（アメリカ、フランス、日本など）、③政教折衷主義（ドイツ、ベルギー、フィリピンなど）の三つに大きく分類されるが、歴史的経緯などから実際には類別できない様々な変異を含んでおり、単純に比較することは困難である。キリスト教の歴史の長い欧米諸国では、伝統的には公教育の中で、キリスト教の宗派教育が行われていたが、近年では、社会の世俗化や多民族化への対応が行われるようになってきている。一方、フランスやアメリカのように信教の自由を強く保持する立場に立ち、公教育から宗教教育を排除してきた国々においては、宗教教育を求めるニーズに 대응して、キリスト教教育を掲げる私立学校が創設されてきた。結果として、このような国では、キリスト教学校に通う生徒の大半はキリスト教徒であることになる。⁴日本の戦後の公教育は、アメリカ主導の教育改革を経由して、フランスの学校教育における「ライシテ」（非宗教性・世俗性）の理念の影響下にあるという指摘がある。⁵一方、日本の場合は、アメリカやフランスとは異なり、カトリックの宗教教育を求める社会的ニーズが広くあるわけではない。ところが、信徒の子どもたちの教育というニーズを大きく越えて、カトリック学校が広がっているところに、日本のカトリック教育の特徴がある。⁶

一方、学校教育の担い手である教職員の構成について見ても、同様に、キリスト教徒は少数である。少し古い数字であるが、一九八九年に行われた日本カトリック学校連合会による調査では、カトリックの小中高の教職員のうち、修道者・司祭は七〇七人（十一・六％）、信徒が一、二六〇人（二〇・七％）、非信徒が四、一一四人（六七・七％）である。⁷おそらく個人の思想信条を調査することが難しくなっている近年の社会情勢を反映してか、それ以降の調査は行われていないとのことであるが、参考になる数字として、カトリックの小中高に在職する司祭・修

道者の数を見てみると、現在三一七人（二・五%）である⁽⁸⁾。調査主体が異なるため、単純に比較はできないとしても、半数以下になっているのである。一方、内訳は明らかでないが、信徒教職員とその他の一般教職員の合計は、一二、三九四人となっている。カトリック信者数が全体として逡減傾向にあることを考えれば、信徒教職員の数、割合とも低下していることが想定される。

日本のキリスト教系学校は、一般的に「ミッション・スクール」と呼ばれてきた。これは明治時代初めに、主として欧米のプロテスタント系の宣教団（ミッション・ボード）によって学校が設立されたことに由来する⁽⁹⁾。その場合、「ミッション」とはもちろん、キリスト教を宣教、布教するという使命を意味した。もし「ミッション・スクール」の設立の目的が、教育を通してキリスト教の信仰を広げ、信者を増やすことであったとするならば、キリスト教の信徒数が人口の1%にも満たない現状⁽¹⁰⁾は、その「ミッション」は失敗したのだと評さざるを得ない。しかし、本当にそれは失敗だったのか、あるいは、そこで失敗した「ミッション」とは何だったのか、あるいはそれとは別に何らかの「ミッション」があったのか、そのことを通して、日本社会にキリスト教学校が「派遣」されてあること——「ミッション」の語源ラテン語ミッシオ（missio）は、字義通りには「送られる」ことを意味する——の意味は何であったのかを考えたというのが、本論考の基本的な問題意識である。

二 カトリック学校のミッションとキリスト者のミッション

出発点として、まずカトリック学校のミッションとキリスト者のミッションとはどのような関係にあると考え

られるのかということから考察しておきたい。

① ミッション同一論

上にも述べたような「ミッション・スクール」の成り立ちからすれば、理想的にはカトリック学校のミッションは、キリスト者、あるいはその共同体である教会のミッションそのものであるとされることになるだろう。

たとえば、カトリック中央協議会の日本カトリック学校教育委員会の文書では次のように述べられている。

「カトリック学校のいのちであり、あかしとなる」のは、「真の福音的共同体として学校が生き続けることができるか」であるとされ、その「福音的共同体は、キリストを信じる者が協働して働く神の国」である。⁽¹⁾ さらに「カトリック学校は教会の福音宣教活動の場」であり、「理事会の最大の責務は、学校教育を通しての福音宣教」にある。⁽²⁾ ここでは「ミッション」という言葉は直接用いられていないが、カトリック学校に存在意義と目的を与えているのが、キリスト者のミッションそのもの、すなわち「福音宣教」であることが宣明されている。したがって、「信仰の有無にかかわらず、カトリック教育の現場に立つ者すべてが、教職員として指導の根幹にキリスト教的な理念を持つように努力しなければ」ならず、「修道者も含めてカトリック学校の教職員は、日常の教育の中で福音に生きる使命をもって」いるとされる。⁽³⁾

しかし、はじめに述べたようなカトリック学校の現状、教職員も生徒もその大多数がキリスト教徒ではない状況において、カトリック学校が「キリストを信じる者が協働して働く神の国」たる「福音的共同体」であることはいかにして可能なのだろうか。

教会が掲げるカトリック学校のコンセプトに忠実に包括的な学校マネジメント論を展開している佐井総夫は次

のように述べる。

「カトリック学校の教員は理想的には、キリスト者が相応しい。かといって信者であればそれで足りるというのではないし、非信者（未信者）では望ましくないというわけでもなければ排除するものでもない。むしろ重要なのは、神の存在を信じ、主イエス・キリストの教えとカトリック教育をよく理解し、それに賛同して教育活動に献身的に奉仕するという姿勢があるかどうかである。

この点においてキリスト者であるということは、受洗の有無ではなく、日頃から教会共同体に深く関わり、カトリック教育をよく理解しながら、信仰に根ざした教育活動に邁進する意志を持っているということである。また、非信者（未信者）であってもキリスト教の教えとカトリック教育を理解し、受け入れていこうとする意志と学校（学園）の教育方針に従い献身的に教育活動にあたるのであれば、カトリック学校の教員としての資質があると認められる。¹⁴」

確かに「非信者（未信者）」にも門は開かれて、いるのである。ただし、それは、神の存在を信じ、キリストの教えとカトリック教育をよく理解し、献身的に奉仕する姿勢がなければ、洗礼を受けた「信者」であっても「それで足りるということではない」という狭き門なのである。

ところで、このように、カトリック学校のミッションを、キリスト者ないし教会のミッションと同一であるとみなすことには、日本の教育制度からくる社会的な制約がある。もともとカトリックの修道会によって建学され

た学校であっても、現在の日本の法制度の下では、学校の設置者は、宗教法人である修道会ではなく、学校法人であり、修道会は、学校法人の理事会の構成員となることで、学校法人に関わるといふ形をとる場合が多い。特に、学校法人と宗教法人との関わりは、国による私学助成制度の観点から問題となってきた。なぜなら、学校法人と宗教法人が実質的に同一であったり、財務的に区別されていなかったりすれば、学校法人への公費助成が、憲法八九条（公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない）に抵触する可能性があるからである。

さしあたり、宗教系私立学校に対する公費の助成は、学校法人が公益性を持つこと（たとえば、特定の宗教の信仰者だけのためでないこと）や、非宗教系私立学校との平等性（宗教系であるという理由で差別されないこと）などから認められるとされている。¹⁵⁾（続く）

註

- (1) 『日本カトリック司教協議会イヤーブック2021』（カトリック中央協議会二〇二〇年）によれば、カトリックの小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学の学校数の合計は三〇四校、在学者数は一四〇、二二四人である。他に、五〇〇園以上のカトリック幼稚園があり、約六四、〇〇〇人の園児がいる。
- (2) 『日本カトリック司教協議会イヤーブック2021』（前掲）によると、カトリック教会の信徒数は四三一、〇七〇人、司祭・修道者・神学生が六、五三七人、総計四三七、六三七人である。全体としても減少傾向ではあるが、特に、司祭・修道者・神学者数は、二〇一五年に比べて九・四%減である（同時期の一般の信徒数の変化は一・二%減）。

- (3) 高祖敏明「日本の教育という場の土壌的特性とカトリック教育」森一弘・田畑邦治・M・マタタ編『教会と学校での宗教教育再考・(新しい教え)を求めて』(第二章)オリエンズ宗教研究所、二〇〇九年、三七頁。
- (4) たとえば、全米カトリック教育協会によれば、カトリック学校におけるカトリック生徒の割合は約八〇%である。
(https://www.ncea.org/NCEA/Proclaim/Catholic_School_Data/Enrollment_and_Staffing/NCEA/Proclaim/Catholic_School_Data/Enrollment_and_Staffing.aspx)
- (5) 高祖敏明「日本の教育という場の土壌的特性とカトリック教育」四〇―四二頁参照。
- (6) インドのようなキリスト教徒が少数(人口の約一・七%)である社会でも、カトリック学校におけるキリスト教徒の生徒の割合は二八%に達している(インド司教協議会教育文化局(CBCEI Office for Education and Culture)公式HPによる)。インドには約一三、〇〇〇校のカトリック学校と約四五〇のカトリック大学があり、約六九〇〇万人が在籍し、その比率は、ヒンドゥー教徒五三%、キリスト教徒二八%、ムスリム八・六%、その他一〇・一%である。(http://www.cbceieducation.com/crisis-in-education-vis-a-vis-minorities-especially-christians.aspx)
- (7) 北川直利『ミッション・スクールとは何か 教会と学校の間』岩田書院、二〇〇〇年、一八八頁。数字の典拠は、鈴木弘道「性と愛の人間教育―日本カトリック学校連合会の2つの調査から」『カトリック教育研究』第八号、一九九一年、九四―九五頁。
- (8) 『日本カトリック司教協議会イヤーブック2021』(前掲)
- (9) 佐々木裕子「明治以降のキリスト教教育史―宗教教育の養成を展望して」『教会と学校での宗教教育再考・(新しい教え)を求めて』(前掲)(第十一章)二二六頁参照。佐々木によれば、「ミッション・スクール」という名称は、その発祥であったプロテスタント系の学校では、欧米のミッション・ボードからの独立と並行して、次第に使われなくなり、「キリスト教学校」もしくは「キリスト教主義学校」という名称が用いられるようになったとされる。それとともに、学校における「ミッション」とは何かということの問い直しも遂行されたという。一方、カトリック学校では、その多くが現代に至るまで、実質的には設立母体であった修道会との関係を保っていることもあり、「ミッション・スクール」という名称が引き続き用いられることで、その「ミッション」の捉え直しは十分遂行されていないとされる(同二三九―二四一頁参照)。

(10) 『宗教年鑑(令和二年版)』では、キリスト教系に分類されている宗教の信者数は約一九〇万人である。ただし、

文部科学省所轄の宗教学者となつているカトリック教会やプロテスタント系諸教派の信者数は約半数にとどまる。『宗教年鑑』は「旧教」「新教」という古くさい分類をいまだに用いているが、カトリック教会と正教会(宗教学者日本ハリストス正教会)が属する「旧教」の信者数が約四四万七千人、「新教」が約四九万八千人である。なお「新教」には、「末日聖徒イエス・キリスト教会(いわゆる「モルモン教会」)約一二万八千人が含まれる。これら以外に、都道府県の管轄下にある単立のキリスト教系宗教学者が約一八〇〇、信者が約四九万八千人おり、これには「ものみの塔聖書冊子協会(エホバの証人)約二〇万人、「世界平和統一家庭連合」(統一教会)など、主要な伝統的キリスト教派からはキリスト教として認知されていないものも含まれている。これに対して、キリスト教の範囲をより限定している『キリスト教年鑑2020』(キリスト教新聞社)によれば、信者数は約一〇〇万人である。

(11) 「カトリック学校の福音的共同体を築くために」(二〇〇四年)『今、カトリック学校教育に求められていること』(カトリック中央協議会日本カトリック学校教育委員会)、二〇〇九年、一二頁。

(12) 同一六頁。

(13) 同一三一―四頁。

(14) 佐井総夫『カトリック学校がカトリック学校であり続けるための学校マネジメント「カトリック学校宣言」――福音共同体をめざすカトリック学校の実現のために――』イー・ビックス出版、二〇一三年、五四頁。

(15) 結城忠「政教分離の原則と宗教系私学に対する公費助成」『白鷗大学教育学部論集』第六巻第二号、二〇一二年一月、一七五―一九六頁参照。北川直利は、「私学助成を何とか法的に問題ないものかのように取り繕う弥縫策は、素人目にはいずれも白々しささえ感じられる程度のものである。「ミッション・スクール」が、法的制度の根幹のところで大きな禍根を残したままであることはもはや明らかであろう」と評している(北川直利『ミッション・スクールとは何か 教会と学校の間』(前掲)四〇頁)。

歴史的な経緯からすれば、そもその問題は、一八九九年に、主にキリスト教系の学校をターゲットにしたと見られるいわゆる「文部省訓令一二号」が出され、学校における宗教教育を止めるか、それとも一般の学校

に認められていた上級学校への進学や徴兵猶予を放棄するかのも二者択一をせまられたことに遡る。佐々木裕子「明治以降のキリスト教教育史―宗教教育の養成を展望して」二三七頁参照。実際には、ほどなく融和的な措置が取られはしたものの、このことがキリスト教学校やそこに通う生徒にとって一種の「踏み絵」の意味を果たしたことは間違いない。ただし、佐々木によれば、徴兵猶予や上級学校への進学が問題にならない女子学校にとっては、大きな打撃とはならなかったという。

現在の日本国憲法の下では、信教の自由はより強く保護され、そこから宗教教育を受ける自由、行う自由も認められるはずではあるが、私学助成の問題が、これらの自由の保証になるのか、それとも制約として機能するのかは、依然として不透明である。